

防府市保有個人情報の開示の方法等に関する要綱

令和5年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。)、防府市個人情報保護法施行条例(令和5年防府市条例第18号。)、防府市個人情報保護法施行細則(令和5年防府市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、保有個人情報の開示方法及び写しの作成に要する費用について必要な事項を定めるものとする。

(地方公共団体等行政文書の開示の実施の方法)

第2条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- (1) 文書又は図画(次号から第4号までに該当するものを除く。)当該文書又は図画(法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号イに規定するもの)
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番(以下「A1判」という。)以下の大きさの用紙に印刷したもの
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したもの
- (4) スライド 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の法第87条第1項の規定による開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 文書又は図画(次号から第4号までに該当するものを除く。) 次に掲げる方法(口からハまでに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、実施機関がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)により当該文書

又は図画の開示を実施することができる場合に限る。)

イ 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に複写したものの交付(口に掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番(以下「A2判」という。)の用紙に複写したものの交付(口に掲げる方法に該当するものを除く。)

ロ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号ホにおいて同じ。)に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番(以下「A4判」という。)の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあつては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第87条第1項の要綱で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表5の項において同じ。)に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であつて、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）

ニ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

ホ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

（費用の納入）

第3条 規則第2条に規定するその他の方法により写しを作成する場合の写しの作成に要する費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、前納とする。

（その他）

第4条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

地方公共団体等行政文書の種別	開示の実施の方法	金額
<p>1 文書又は図画 （2の項から4の項までに該当するものを除く。）</p>	<p>イ 複写機により用紙に複写したものの交付（口に掲げる方法に該当するものを除く。）</p>	<p>用紙1枚につき、A2判については40円、A1判については80円</p>
	<p>ロ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付</p>	<p>用紙1枚につき、A2判については140円、A1判については180円</p>
	<p>ハ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付</p>	<p>1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額</p>
	<p>ニ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付</p>	<p>1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額</p>
<p>2 マイクロフィ</p>	<p>用紙に印刷したものの交付</p>	<p>用紙1枚につき80円（A3</p>

ルム		判については140円、A2判については370円、A1判については690円)
3 写真フィルム	印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円）
4 スライド	印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1300円）
5 録音テープ又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
7 電磁的記録 （5の項、6の項に該当するものを除く。）	イ 用紙に出力したものの交付（口に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	ロ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ハ 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額

	<p>ニ 光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付</p>	<p>1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額</p>
--	---	------------------------------------

備考 1の項イ若しくはロ、2の項又は7の項イ若しくはロの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。